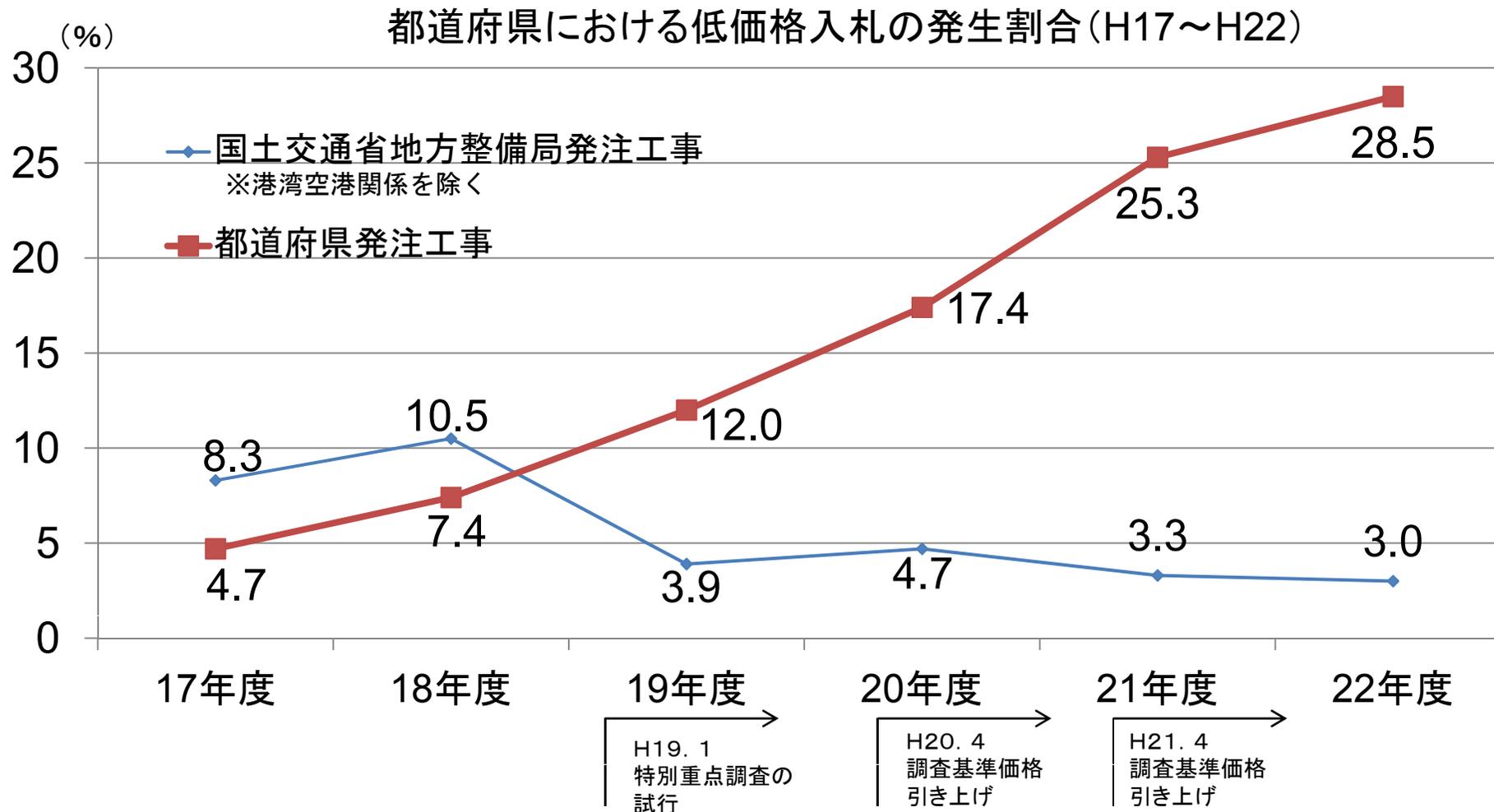


建設産業戦略会議で指摘された 被災3県の復興事業や入札契約制度をとりまく現状

- 建設投資はピーク時と比べて約5割減となる一方、許可業者は約1割減にとどまるなど、建設産業は過剰供給構造となっており、受注競争が激化。
- 工事現場を支える技能労働者・技術者の入職者が激減。
- 少なくとも今後10年程度以内に、技能労働者の不足が向上化するとの懸念(推計)。
- 若手入職者の減少が高卒約6割減、大卒・院卒等約4割減と著しく、特に技能者や技能労働者の人材となる理工系の減少幅が大きくなっている。

	H4年度	H23年度	増減率
建設投資	84兆円 (ピーク時)	42兆円	▲50%
許可業者	約53万業者	約48万業者	▲9%
特定建設業者 (大規模工事の元請)	38315業者	43753業者	+14%
就業者	619万人	497万人	▲20%
就業者(営業職)	27万人	31万人	+15%
就業者(技能労働者)	408万人	316万人	▲23%
入職者(新規高卒)	3.4万人	1.4万人	▲60%
入職者(新規大卒・院卒等)	2.9万人	1.8万人	▲37%

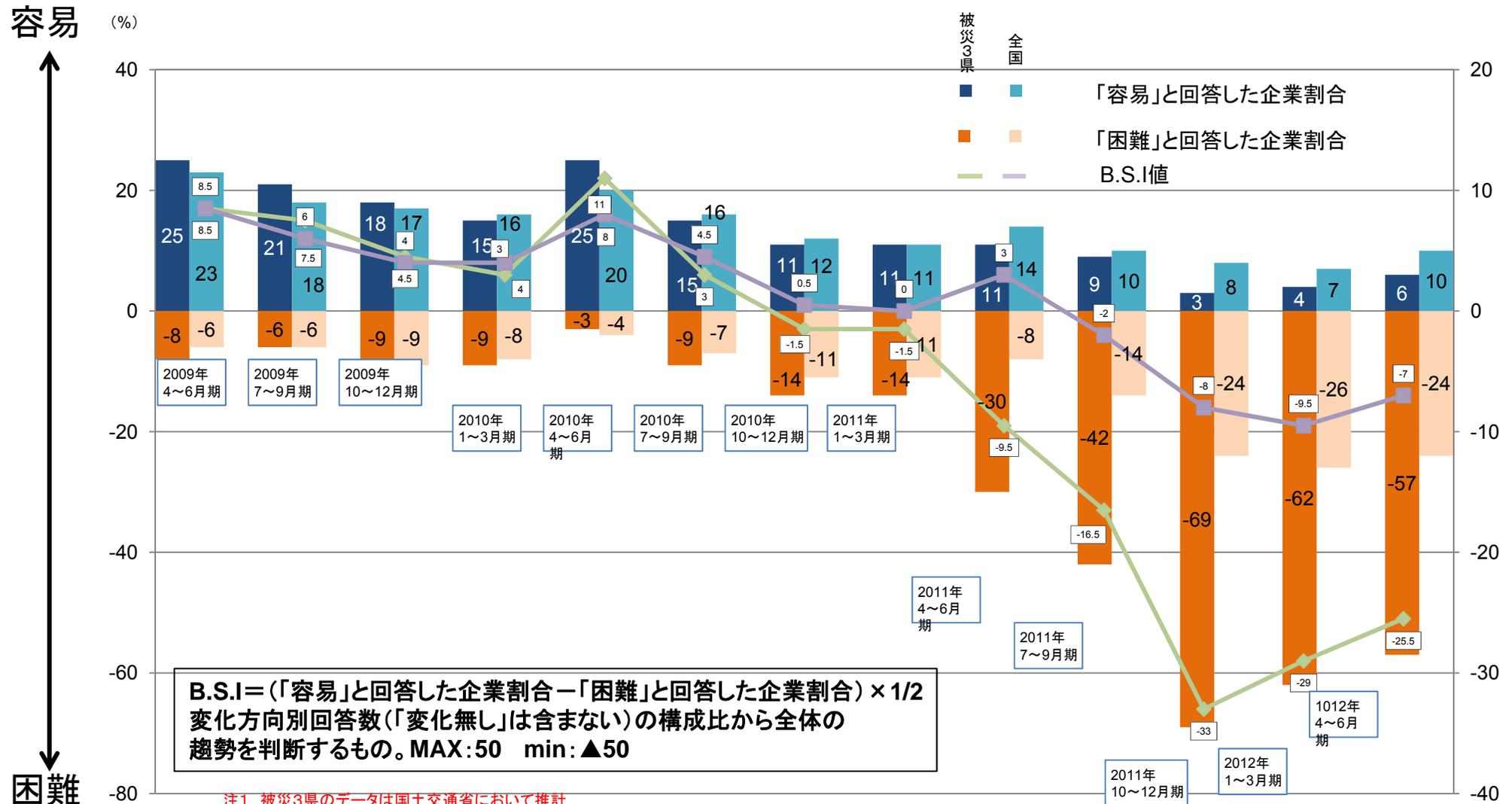
○ 地方公共団体の発注工事で、低入札価格調査基準価格や最低制限価格を下回る額で応札される案件の割合が年々増加。



(国土交通省調べ)

(備考) 低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件に対し、当該価格よりも応札額が下回った案件の発生割合

○ 被災3県及び全国ともに、震災後に技能労働者の確保が困難な状況がみられる。

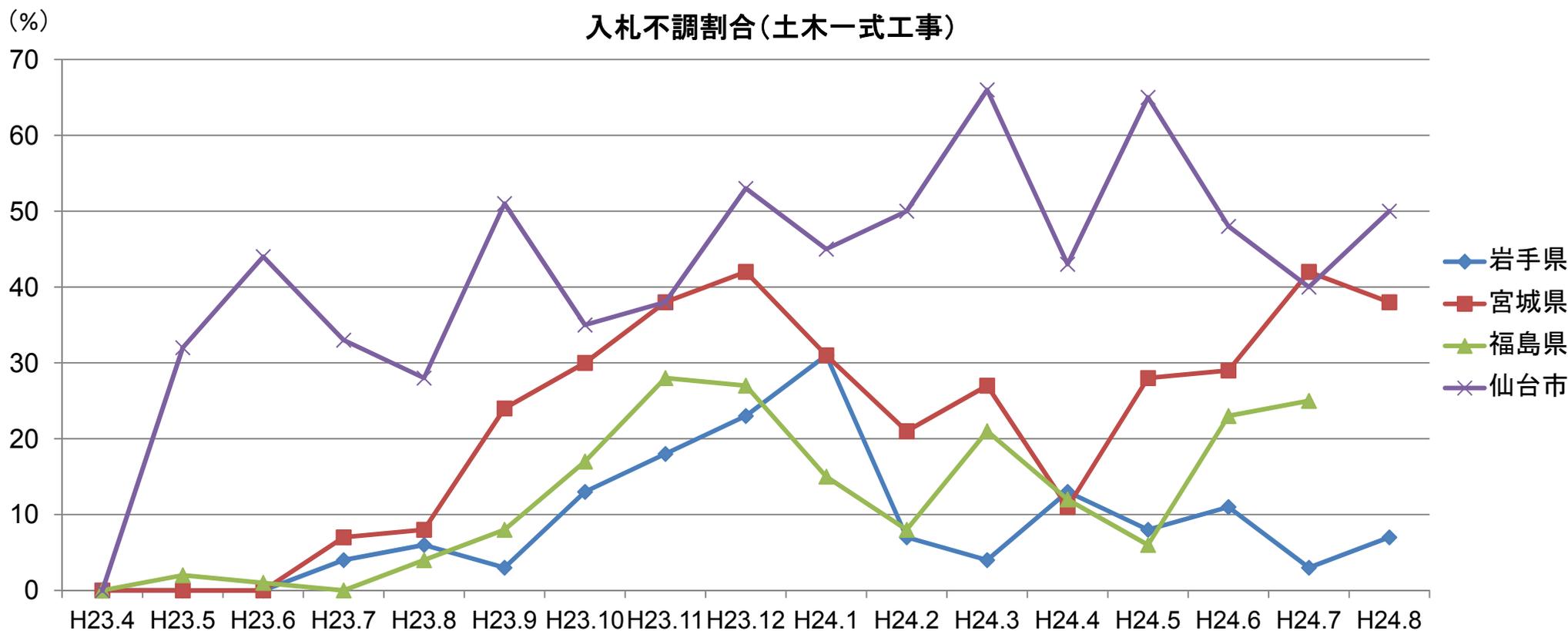


注1 被災3県のデータは国土交通省において推計
 注2 「どちらでもない」と回答した割合は図示していないため合計は100%にならない。
 注3 2012年4月~6月は見直し

出所: 北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株):「建設業景況調査」より国土交通省作成

被災地の発注工事における入札不調の状況について

単位:%	H23年度計	H24.4	H24.5	H24.6	H24.7	H24.8
岩手県	10	13	8	11	3	7
宮城県	28	11	28	29	42	38
福島県	14	12	6	23	25	—
仙台市	46	43	65	48	40	50



※福島県は一般競争入札+随意契約、
 仙台市は一般競争入札+指名競争、
 岩手県・宮城県は一般競争入札における入札不調割合

- 平成24年度に行われる工事件数は震災前に比べて大幅に増加する見通し。
- 現時点で発注見通しが公表されていない工事も含めると、復興事業の円滑な施工確保に向けた更なる取組が必要。

四半期始期残工事件数

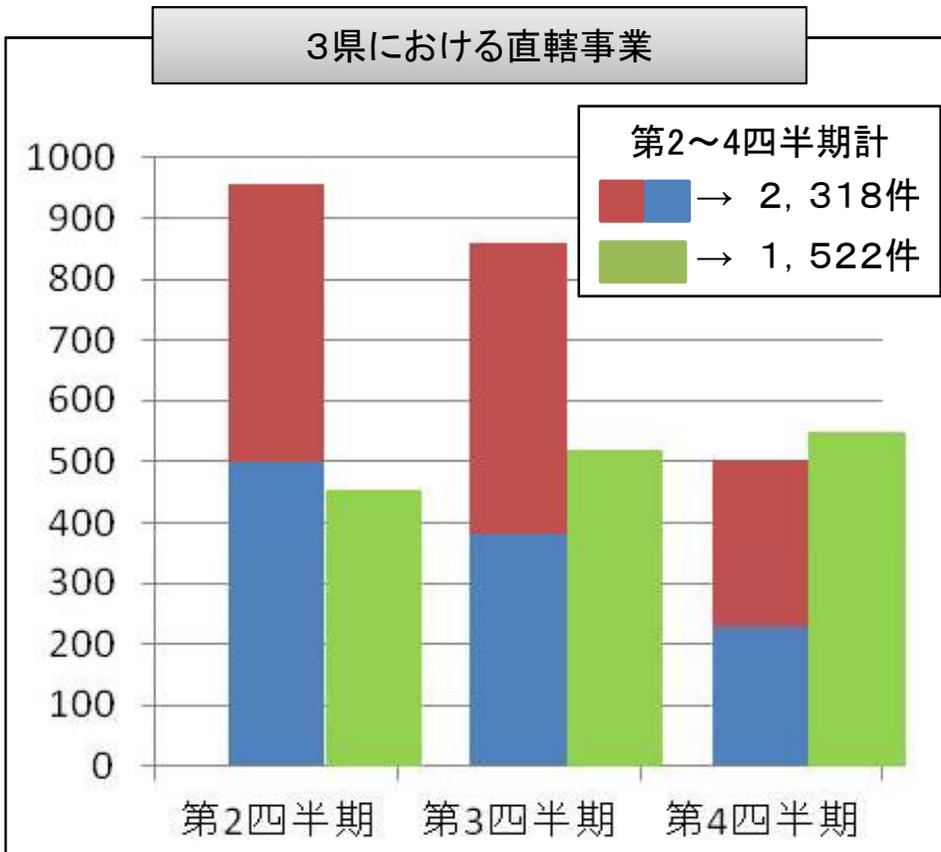
(当該四半期に何件の工事が現に施工されているかを示す)

■ H24年度発注工事
 ■ H23年度以前に発注済の残工事
 ■ H22年度実績

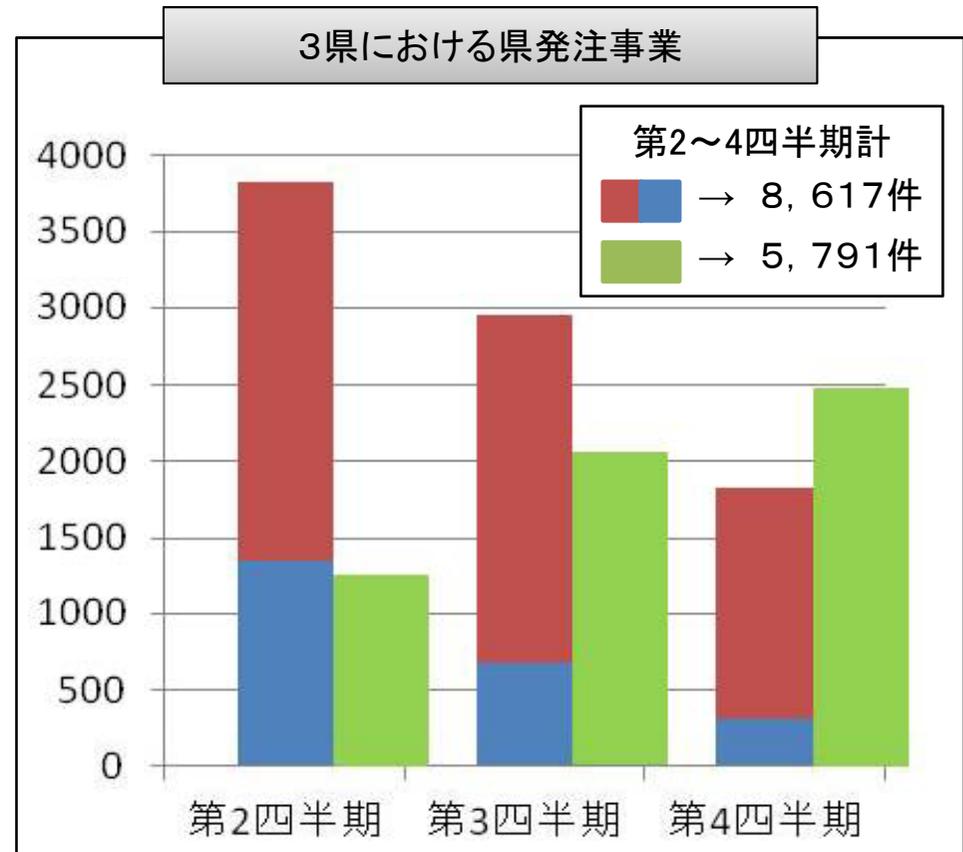
(注)直轄事業においては、H24.4.1に工期が開始する工事は「H23年度以前に発注済の残工事」に含む。

- (注1)公表されている発注見通しを基に国土交通省作成
- (注2)発注予定時期の初日に工期が開始されたものと想定
- (注3)実績データはコリンズ登録工事から作成

3県における直轄事業

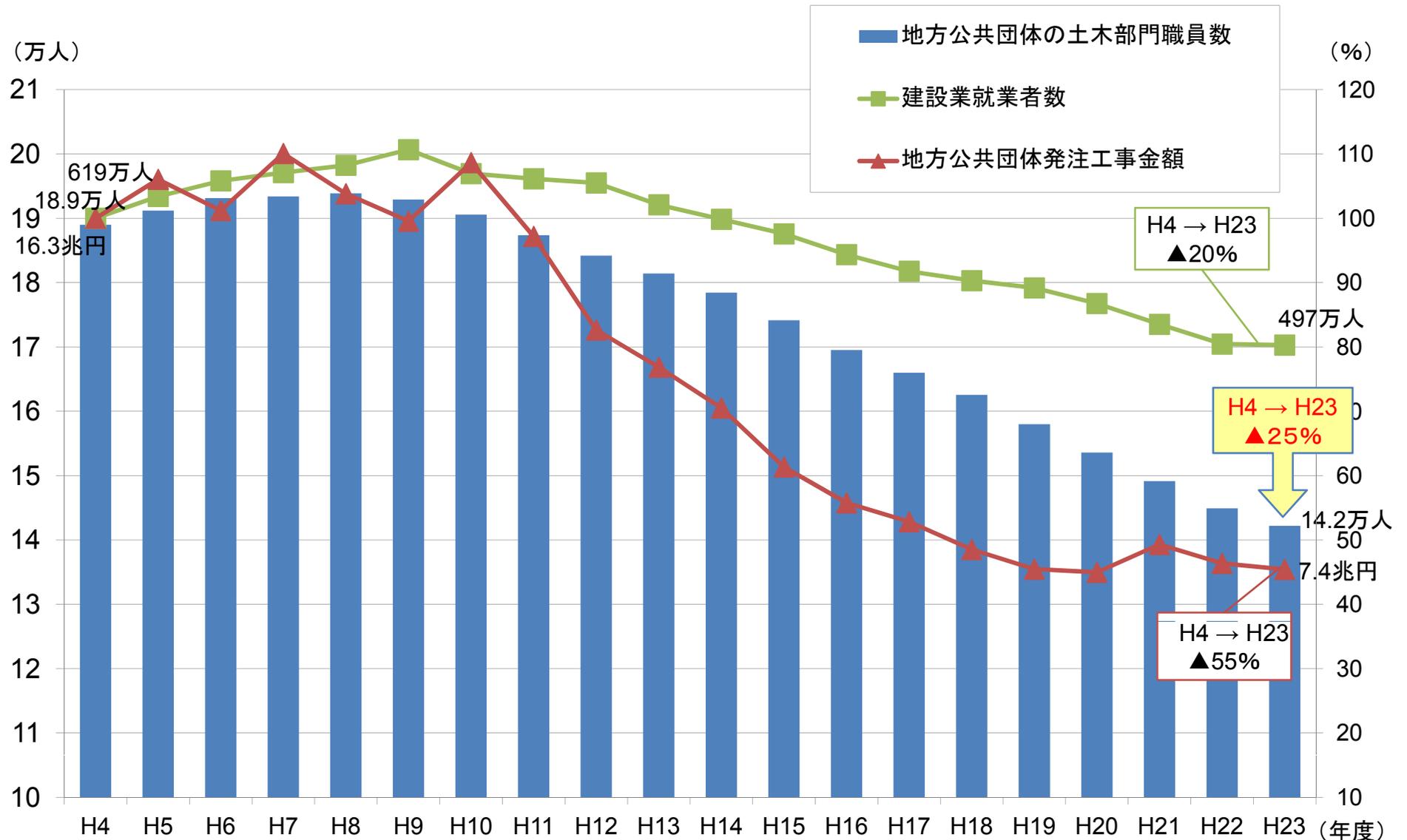


3県における県発注事業



地方公共団体における土木部門の職員数

○ 発注形式が多様化する一方、地方公共団体の土木部門の職員数は減少し、マンパワー、スキルに懸念



出所: 総務省「地方公共団体定員管理調査」等

方策2011

II. 建設産業が直面する課題

4. 公共調達市場と受発注者関係

(6) 多様な発注ニーズへの対応

近年、設計や施工に関する発注ニーズは、これまでの総価請負契約にとどまることなく、特に民間工事において、CM、設計施工一括など多様化してきている。このため、今後、こうした新たなニーズに対応した契約方式について検討することが求められている。

6-2. 新たな事業分野への展開等

(2) CMの制度化等による新たな国内市場の創設、マネジメント力の強化

CM方式については、民間における調査・研究、資格制度の整備等が進められる一方、国土交通省においても、平成14年に「CM方式活用ガイドライン」を発表する等、かねてよりその導入促進に向けた取組が行われてきた。民間の調査結果によれば、CM事業の受注実績は5年間(平成16年度～平成20年度)で883件から2,603件へ約3倍に増加するなど、CM市場は拡大傾向にあるが、公共市場における導入はあまり進んでいない。これは、CM方式の共通ツールの整備、制度的制約の在り方、CM方式の普及・啓発等の課題が存在するためと考えられる。

建設投資が減少する中で、大手・中堅企業の高い技術力・事業企画力を活かしたCM事業の市場開拓の余地は大きく、とりわけ市場開拓の余地が大きい公共工事におけるCM方式の更なる普及を目指す必要がある。

方策2012

第1章 現状分析と将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

I. 震災を経た現状分析

3. 建設産業に求められるニーズ・役割の多様化 (発注者支援の必要性)

今回の震災対応においては、発注者の体制強化のための人的支援のほか、プロジェクトの形成や、プロジェクトに適した発注を行うための支援が求められているが、発注者である地方公共団体の職員数の推移をみると、総職員数(平成23年度)はピーク時(平成6年度)から約15%減少しており、その内訳をみると、警察や消防関係の職員数は増加している一方、土木職員数は約26%減少、建設投資のピーク時(平成4年度)からは約25%減少している。

これは、建設投資の減少幅より小さいものの、昨今の社会的要請等により、発注者の業務が、従来からの業者選定や監督・検査等に加え、情報公開、説明責任、環境対策等、さらには、品質確保・コスト縮減のための新たな制度の導入による多様な入札契約方式の選定、技術力の評価、VE方式の導入など、多岐にわたり増加していることを踏まえれば、震災発生以前から発注者側のマンパワー不足等の課題が生じていたものと考えられる。

さらに、国・地方を通じた大幅な定員削減・採用抑制及び事業量の減少に伴って、現場での数多くの経験を通じて発注者の人材を育成するシステムも変革を迫られている。

今後、厳しい財政制約の下で、社会資本の整備や維持管理を効果的・効率的に進めていくためには、官民連携や、建設企業のノウハウの活用が一層求められるものと考えられる。

方策2012

第3章 当面の課題と対策

I. 課題

3. 多様な契約方式の導入

これまで、工事の施工を一括して請け負うことによって建設企業が蓄積してきた発注計画、契約管理、施工管理、品質管理等のマネジメントのノウハウを活用すれば、建設産業の領域として発注者の技術力の補完やストック市場における適切な維持管理など、工事の川上・川下を含め多様な展開が可能となる。さらに、海外市場への展開を積極的に進めるためには、総価一式による工事請負契約にとどまらず、多様なプロジェクトに対応した適切な契約方式を当事者間で円滑に採用することができるような環境整備を行うことが必要である。

また、従来の総価請負方式による建設企業間の下請契約等の取引においては、依然として、指値発注や、任意の設計協力等が行われている実態が見受けられる。コスト構造の透明化や積算根拠の明確化、役割・責任分担の明確化、契約関連事項の書面化等を図るとともに、あいまいな関係の中で適切に支払われていないコストについて明確化すべきとの要請も高まっている。多様な契約方式の一つとしてCM方式が導入された場合、書面契約や見積協議の徹底がより求められるため、結果として、契約前着工などの従来の取引関係を是正して、明示的な契約関係へ改善していく効果も期待される。

さらに、総価請負契約については、内訳や単価が明らかになっていない場合には、重層下請構造とも相まって、下請契約における支払が不透明になりやすいといった指摘に加え、「工事の経過は請負者の自主管理が前提であり、契約に基づき権利と義務を論議するビジネス基盤や、キャッシュフローに基づくプロジェクト遂行という概念が生じがたく、建設企業の海外展開を阻む要因の一つとなっているのではないか」など、様々な指摘がなされている。(次頁へ)

方策2012

(前頁より)

一方、民間事業においては、工事請負のほか、設計・施工一括、CMなど多様化しつつあるニーズに対応した契約が一部行われているが、標準的な契約制度が整備されておらず、円滑な契約締結のための支援が求められている。こうしたことから、多様なプロジェクトに対応した適切な契約方式を当事者間で円滑に採用することができるような環境整備が求められている。

「方策2011」においては、このように多様化しつつある発注ニーズに対応するため、専門家の意見を求めつつ継続的に検討を行い、これらに対応した契約方式、約款の研究開発を推進することが必要であること、特に、CM方式については、共通ツールの整備、制度的制約のあり方、CM方式の普及・啓発等の課題が存在することから、公共市場における導入はあまり進んでいないが、建設投資が減少する中で、大手・中堅企業の高い技術力・事業企画力を活かしたCM事業の市場開拓の余地は大きく、公共工事におけるCM方式の更なる普及を目指す必要があり、制度化に向けて継続的に検討するとともに、CM方式のメリットに関する発注者の理解を促進することが必要である旨を提言したところである。

その後、東日本大震災の復旧・復興事業においては、復興道路等において「事業促進PPP」が導入されており、さらに、今回、被災地における復興事業を迅速に実施するため、地方公共団体におけるマンパワーやノウハウの不足を補完する方策として、民間の建設会社等の施工能力を計画調整段階からCMRとして活用することによる設計・施工一括発注方式を試行することとしている。これらを契機として、我が国のこれまでの建設生産システムの特性や風土等も踏まえた日本型CM方式の検討から、発注者のニーズに応じた多様な契約方式の導入に向けた具体的な検討を開始する必要がある。